

2 施策要望項目

No.	項目	要望内容	要望団体	回答
1	移動環境の整備について			
	(1) 透析患者の通院に伴う交通手段の確保について	腎臓病患者にとって、週2から3回の人工透析は日常生活を維持するためには欠かすことができないものである。そのため、透析施設が行っている通院送迎サービスは、自家用車や公共交通機関を利用して自力通院できない者にとって無くてはならないものであるが、全ての透析施設で実施しているわけではない。 このため、昨年度に送迎サービスを全ての透析施設で実施できるよう要望したが、市町村のタクシー利用補助事業等を活用する旨の回答をいただいたところである。 しかしながら、自力通院できない患者にとって、現行のタクシー利用券の交付数では足りず、自費払いをしている者もいることから、透析患者がいつでも安心して通院送迎サービスを受けられる対策を講じていただきたい。	・山梨県腎臓病協議会	市町村の行うタクシー利用券補助事業における、人工透析で通院している腎臓機能障害の方に対する補助の拡大要望につきましては、市町村説明会等の際に市町村に周知をして参ります。 通院の送迎については、障害福祉サービスにおける居宅介護の通院等介助、介護保険サービスにおける通院介助等があるため、それらの制度についても活用の検討をお願いいたします。
	(2) タクシー利用券補助制度及び福祉有償運送制度の充実について	公共交通機関の貧弱な本県では、視覚障がい者の移動にはタクシー利用が不可欠である。 現在、県からは590円×24枚分が支給されているが、この4月から迎車料金が加算され、走行中のタクシーをつかまえることのできない私たちにとっては、経済的に大きな負担になっている。このため、増額やタクシー券の枚数を増やしていただきたい。 また、視覚障がいにあつては、手帳の等級が3級以下であっても車の運転はできないため、このような弱視者も日常の足としてタクシーが利用しやすいよう、給付対象の拡大を強く要望する。 移動の手段としてもう一つ事業の充実が望まれるのが福祉有償運送であるが、この制度に消極的な市町村があり、まだ一部の地域でしか運用されていない。また、事業所がある地域においても、土日はほとんど利用できないのが現状である。 タクシー券とともに、視覚障がい者の社会参加の大変大きな支えとなる事業であり、住んでいる地域に関係なくこの事業が利用できるよう、全市町村への事業実施に向けて県からの働きかけをお願いしたい。 視覚障がい者の自立・社会参加の推進には、鉄道や路線バス運賃相当額で利用できる移動手段の確保が不可欠であり、障害者幸住条例に掲げられている合理的配慮という観点からも、施策の推進を強く願うものである。	・山梨県視覚障がい者福祉協会	当該事業は、市町村の行うタクシー利用券補助事業に対して、県が年間24枚を上限に、その1/2を助成するものであり、全国的にも珍しく手厚い支援であります。 県としては、障害福祉サービスに関する公費負担なども年々増加するなど厳しい財政事情から、本制度の拡充は困難であることを御理解いただきますよう、お願いいたします。 また、福祉有償運送については、引き続き、各地区で開催される福祉有償運送運営協議会等の場を通じて、市町村への働きかけに努めて参ります。
	(3) 同行援護事業の充実と地域格差解消について	全盲者や低視力の弱視者の単独歩行による交通事故が多発している中、移動の安全を確保する上で不可欠なのが同行援護事業であるが、実際に活動している同行援護従業者は少なく需要に追いついていないとは言えない。 また、事業所がないなど本制度を利用できない市町村が3分の2もあり、これら地域での視覚障がい者の外出は極めて困難な状況にある。加えて、近年は、単独歩行が困難な中途障がい者や重複障がい者の増加などで、そのニーズは一層高まっており事態は深刻化しつつある。 同行援護従業者の養成と地域格差の解消は、視覚障がい当事者の切実な声であり、住んでいる地域に関係なく誰でもいつでも安心して本制度を利用できる環境整備が強く望まれる。 また、県主催の「同行援護従業者養成・研修事業」については、甲府市以外の地域を結んだりリモート研修や地元の視覚障がい者を講師とするガイド研修など、地域格差解消に向けた取組をお願いしたい。		同行援護事業所は、現在、県内に26事業所あり、各圏域に1事業所以上が整備されている状況です。今後も利用者の増加が見込まれることから、居宅介護事業者に対し参入を働きかけるとともに、市町村の行う地域生活支援事業(移動支援事業)を支援し、視覚障害者が安心して外出できる環境の整備を図って参ります。また、地域格差是正に向け、事業所の少ない圏域(峡南、富士・東部)への参入も働きかけます。 同行援護従業者養成研修については、山梨ライトハウスを指定研修機関として、平成26年度以降、延べ415名の従業者を養成して参りました。引き続き研修を実施し、さらなる移動支援環境の充実を図って参ります。なお、研修の地域格差解消に向けた取り組みについては、令和3年度に富士吉田市で研修を開催いたしました。研修受講者が限定的となり、課題の解消とは至りませんでした。ご提案いただいたリモート研修については、研修の性質上実技演習を伴うため実施が難しく、また地元の視覚障害者による講師も、国のカリキュラムの講師要件(同行援護従業者、歩行指導員、視覚障害者生活指導員等)を満たす必要があるため難しい状況にあります。

2 施策要望項目

No.	項目	要望内容	要望団体	回答
2	情報環境の改善・整備について			
	(1) 公共機関配布物やウェブサイト等における視覚障がい者への配慮について	移動と並んで、視覚障がい者の日常生活上の大きなバリアとなっているのが文字の読み書きなど情報処理である。特に視覚障がい者のみの世帯では、生活に密着した大切な書類の発信元や内容を自力で確認することができない。ヘルパーの方に代読をお願いすることになるが、個人情報観点からも問題があり、プライベートを含め必要な情報を自力でタイムリーに確認したいというのが、切実な願いである。 しかし、未だに市町村をはじめ、公共機関からの配付物のほとんどは活字の印刷物のみであり、封筒への点字での発信元表示もなされていない。まず、どこから送られてきたのか判別できるよう、発信元の点字表示の普及に向けた取り組みを迅速に進めていただきたい。配付文書についても、点字化が難しいのであれば音声コードの貼付けやメールでの送信など、利用者の実態に応じた対応を工夫していただきたい。 また、視覚障がい者が参加する県関係の会議資料や送付書類についても、点字化や拡大文字化、音声コードの添付、メールなど電子データによる資料の提供など、個々のニーズに応じた柔軟な対応の推進を引き続きお願いするとともに、各市町村や民間事業所等への啓発活動も強化していただきたい。 次に、近年情報取得にパソコンやスマホを活用する視覚障がい者が増えているが、テキストデータが埋め込まれていないPDFファイルや、画像の説明がないホームページ、登録手続きが画像認証のみとなっているサイトなど、全盲者には利用不可能なページも多い。少なくとも県や市町村など、公的な情報を発信する機関においては、テキストデータのページ併設など、ウェブアクセシビリティの向上に向けた配慮の徹底をお願いしたい。 更に、金融機関等、視覚障害者の日常に密着した機関においても同様の配慮がなされるよう、県からの指導を強めていただきたい。	山梨県視覚障がい者福祉協会	視覚障がい者への県からの情報提供に当たっては、引き続き、情報文化センターと連携し、ニーズに応じた柔軟な対応に努めるとともに、市町村や民間等においても同様に取り組みが進められるよう普及して参ります。 県が発行する一般広報印刷物については、音声コードを導入するよう県庁内全所属に依頼を行いました。事例紹介等をとおして、引き続き積極的な導入を働きかけます。 なお、広報誌「ふれあい」、新聞掲載の「県からのおしらせ」については、山梨ライトハウスに委託して点字版と音声版を作成し、情報文化センターに利用者登録をしている方に配付しており、令和6年度からは県の情報・データを掲載した冊子「県のあらし」についても同様に対応しております。 また、音声版についても県ホームページにおいて公開し、どなたでも視聴できるようにしております。 県ホームページについては、音声読み上げ機能を提供しているほか、画像データへの代替テキストの設定や、コントラスト等に配慮した見やすいページ作成などを行っています。
	(2) 【新規】美術館等における視覚障がい者への配慮について	県内には美術館や博物館・文学館などの公的施設があるが、展示物の説明を読むことのできない視覚障がい者は、十分な鑑賞にはほど遠い。スマホで説明を聞き取ることのできる音声コードシステムがあれば、まわりの鑑賞者に迷惑をかけることなく鑑賞することができるので、早急に対応をお願いしたい。		美術館では、ご自身のモバイル機器でミレーの作品解説を読むことができるミュージアム展示ガイドアプリ「ポケット学芸員」を導入しておりますが、視覚障害者が音声で聞くことができるよう音声機能の追加について検討を進めています。 また、音声以外に、美術館には視覚障がい者が手指で触れて鑑賞していただくことのできる「手でみるミレー」というツールやミレーの《種をまく人》の半立体レリーフがあります。ご利用の際には、事前にご連絡をいただくことで解説ボランティアがツールのご説明をします。 博物館では、常設展においてジャケットタイプの音声ガイド、スマートフォンで利用できる音声ガイドを提供しています。企画展として音声ガイドが用意されている巡回展(複数館で実施するパッケージの展覧会)を開催する際は音声ガイドを提供しています。 また、内蔵カメラで捉えたデジタル映像を網膜に直接投影する網膜投影技術を活用したRETISSA(レティッサ、株式会社QDレーザ)のデモンストレーションを令和6年11月21日に招致し、有効な手法について検討を進めています。 文学館では、事前の連絡を受けて、職員による展示解説を行っています。視覚障害者の方へは、それぞれの状況に応じて、理解を助けるよう配慮した解説で対応しています。 文学館閲覧室では、文学作品の朗読音声のCDを多数用意しています。音声を通して文学鑑賞ができる機会を提供しています。 令和6年度に障害福祉課にて開催した、アート作品の企画展(雑踏展)では、事前に、キャプションの説明の他、色、大きさ、形状等の見在目ガイドの方法を現地スタッフ間で共有した上で、実際に訪れた際は丁寧なガイドを心がけ、作品を鑑賞していただきました。

令和7年度 障害者福祉に関わる施策要望

2 施策要望項目

No.	項目	要望内容	要望団体	回答
3	就労環境の改善・整備について			
	(1) 無資格者撲滅活動へのご協力について	視覚障がい者の職業選択の自由が長年にわたり閉ざされてきた中、その大半があん摩マッサージ指圧、鍼、灸(以下「あはき」という)業に従事して生計を立ててきた。 しかしここ数十年、晴眼あはき師の増加や無資格医業類似業者の横行など、視覚障がいあはき師にとっては逆風が吹き荒れている。とりわけ、無資格者の横行により有資格者の生計が著しく脅かされている事態は看過しがたく、正当な手順を踏んで資格を取得してきた有資格者には、到底納得できるものではない。 無資格者の施術行為による健康被害も多数報告されており、本会では県の協力をいただき、毎年県民の健康を守るという意味合いも込めて、8月の鍼灸の日に合わせた無資格者撲滅キャンペーン活動をしてきた。ここ数年コロナ禍のため中止となっているが、県当局へのご理解・ご協力を引き続きお願いする。	・山梨県視覚障がい者福祉協会	8月の針灸の日に合わせた無資格者撲滅キャンペーンについては、これまで同様、貴協会からお声掛けをいただく中で、令和7年度も協力して参ります。
	(2) 視覚障がい者就労支援体制の確立について	上述のように、視覚障がい者の大半はあはき業で生計を立てているが、県民の健康管理や疾病予防に寄与するためには、日々進化する知識や技術を習得する場が必要である。 一方、若い世代を中心に一般就労を目指す者が徐々に増えつつあるが、正採用にこぎつけるには本人のスキルアップや職場への適応、職場環境の整備や職場スタッフの理解など、解決しなければならない課題が多い。これは、中途障害者の職場復帰や再就職推進にも当てはまることである。 本会では十数年前より、あはき師の再教育や再訓練、一般就労を目指す視覚障害者への職場定着に向けた、相談・支援、中途障害者の職場復帰や再就職に関する相談・支援、重複障がい者への就労支援など、様々な機能を併せ持つ就労支援センター設立を要望してきたが、未だ進展が見られない。 県内4箇所の障害者就業支援センターで、上記のような視覚障がい者の就労支援が行えるよう、機能の拡充など体制の整備・充実を図っていただきたい。		視覚障害者への様々な支援を行う就労支援センターの設立については、県内に4箇所ある障害者就業・生活支援センターにおいて、身体・知的・精神障害者、その中でも重度や重複の障害者など、様々な障害者の企業等への就労支援と生活支援を総合的かつ一体的に支援しております。 障害者就業・生活支援センターでの視覚障害者の方への支援については、見えにくさなど視覚障害の状態・程度が様々であることから、専門的な知見を持つ県立盲学校と連携し職場訪問などを行うなど、相談者の状況にあわせた職場環境の改善や職場スタッフへの説明などの支援を行っております。 今後も、視覚障害者の方々の多様なニーズに対応できるよう、関係機関等と連携して、障害者就業・生活支援センターの機能強化に努めて参ります。
	(3) 重度障害者等就労支援特別事業の普及推進について	本事業は、雇用と福祉の連携という形で2020年10月にスタートしたもので、通勤や職場等における支援など、自営業者を含む視覚障がい者の就労を後押しする画期的な事業である。全国的にも本事業を実施する自治体が増えつつあるが、地域生活支援事業の任意事業ということもあり、県内での実施事例はまだ聞いていない。 視覚障がい者の就労環境改善が期待される事業であり、多くの市町村での実施が進むよう、県からの積極的な指導を要望する。 また、より安定的で地域格差が生じにくい自立支援給付に位置づけられるよう、国への働きかけも併せてお願いしたい。		「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」については、地域生活支援事業の市町村任意事業として位置づけられており、重度障害者等に対する就労支援として、国が行う雇用施策と市町村が行う福祉施策とが連携し、通勤支援や職場等における支援を推進することを目的として実施するものです。事業の円滑な実施に向けて、国からは、解説動画の配信やQ＆A集の発出など事業実施に向けてのフォローが行われています。 現時点において当該事業の実施市町村はありませんが、まずは、地域生活支援事業を活用した当該事業の着手が進むよう、県からも国の通知等の周知を徹底するなど、市町村への働きかけを行っています。 また、事業の実効性を担保するため、厚生労働省に対して、地域生活支援事業の所要額に基づく確実な財政措置を講ずるよう強く要望して参ります。
4	青い鳥老人ホーム入所環境の改善について	本会では、長年にわたり視覚障がい者特別養護老人ホーム建設を要望してきたが、財政等の理由でその実現は困難というのが県からの毎年の回答である。そこで、標題の内容に切り替え、高齢視覚障がい者の生活の場の確保について、改めてお願いする。 いわゆる団塊の世代は70歳を超え、視覚障がい者においても要介護者が増加することは目に見えており、青い鳥老人ホーム入所希望者が増えるのは必至である。しかし、現状では入所を希望しても市町村の措置基準が厳しいため、断念せざるを得ない視覚障がい者がほとんどである。 その一方で、青い鳥老人ホームの定員割れが進んでおり、存続が危ぶまれるという心配な話もよく耳にする。県との話し合いの中で、一般の養護老人ホームへの入所を選択してはとの話もよく伺うが、施設内の移動やレクリエーションなど、視覚障がい者の特性に配慮のない施設での生活は、安らぎという言葉とはほど遠いものであり、視覚障がい特性に十分な配慮がなされている青い鳥老人ホームへの入所に勝るものはない。 市町村の措置基準の緩和や契約入所者への経済的支援など、環境改善に向けた取り組みを強く要望する。だれにも避けられない高齢化。視覚障がい者にあっても、安心と安らぎに包まれた環境下で人生の終末を迎えられるよう、青い鳥老人ホームの存続も含めた本要望実現に向け、是非ともご尽力いただきたい。	・山梨県視覚障がい者福祉協会	青い鳥老人ホームの契約入所者への経済的支援制度はございませんが、経済的理由等により措置が必要な視覚障害のある方が、適切に青い鳥老人ホームに入所措置されるよう、市町村への助言を行って参ります。 その他の特別養護老人ホームにつきましては、必要に応じ、視覚障害の特性を踏まえた適切な介護を行うよう指導して参ります。

令和7年度 障害者福祉に関わる施策要望

2 施策要望項目

No.	項目	要望内容	要望団体	回答
5	【新規】JRの無人駅のバリアフリー整備について	JRの「みどりの窓口」の竜王駅、山梨市駅等廃止で、無人化駅が進んでいる。 聞こえない人の切符購入時は、駅員がいる駅に行って購入する不便になっている。つまり山梨県から発行された身体障害者手帳を使って聴覚障害者の乗車券などの切符を購入するのに、非常に不便になっている。 「みどりの窓口」は自動発売機に置き換えられているが、障害者割引を利用するとき、その機械からオペレーターの画面が出る。手話できるオペレーターがいれば大丈夫だが、手話ができないときは、筆談用紙を見せられるような対応が必要と思われる。 オペレーターのカメラに手帳等を掲示するとき、周辺に見られる個人情報プライバシー保護等も、自動発売機をスムーズに使用できるような対応をお願いしたい。	・山梨県聴覚障害者協会	JR東日本に対しては、誰もが利用しやすいサービスの導入を要望しております。 併せて、山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議や、バリアフリーネットワーク会議において課題共有を図るとともに、好事例について情報の収集・提供を行って参ります。 また、令和6年4月1日より、事業者における合理的配慮が義務化されているため、鉄道事業者に対し法改正の周知と共に障害特性を踏まえた対応をしていただけるよう働きかけて参ります。
6	【新規】手話言語動画の導入について	山梨県警察本部HPのYouTube山梨県警察公式チャンネルがある。 字幕とかテロップ文字もついているが、手話言語による説明動画も入れていただきたい。 障害者情報アクセスビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されているので、その法律に基づき、聴覚障害者による情報の取得利用・意思疎通に関わる施策を推進する対応をお願いしたい。 また、県の関係機関が作成するHPにおいても対応が可能なものから順次実施していただきたい。	・山梨県聴覚障害者協会	全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、県とも連携しながら、障害者が円滑に情報を取得・利用しやすいよう、YouTube山梨県警察公式チャンネルにアップロードする動画に手話言語による説明動画の挿入を検討するよう努めて参ります。 また、県ホームページに掲載する動画については、手話言語による説明を入れていくよう、庁内への働きかけに努めて参ります。 なお、県ホームページにおいて知事記者会見のライブ配信を行っておりますが、手話言語通訳者を配置して配信しております。なお、会見は翌日の午後8時に県内CATVでも放送しておりますが、同様の映像が放送されております。 県の施策や事業を紹介する広報番組「豊かさ共創やまなし(YBS)」については、県民の皆様には県政への理解を深めていただけるよう、従来より手話通訳を挿入して放送しております。なお、YBSのホームページにおいても、放送した動画と同様の映像が視聴できます。
7	【新規】防災行政放送のあり方について	2月13日防災新館で障害者差別解消支援ネットワーク会議が始まった時に、県庁内訓練放送があった。たまたま会議室に手話通訳者がいてすぐわかったが、会議室に聞こえない人の委員がいても、聞こえる委員が、聞こえない委員の存在に気づいてもらえなかった。また会議室に文字表示盤もなかった。 防災行政放送は災害時に避難を呼びかける訓練という非常に重要なツールになっているが、サイレンや防災無線の放送が聞こえないということは、状況の把握ができず、取り残されたり、避難が遅れたりする要因になる。 放送を聞いた職員が音声以外の方法で聴覚障害者に伝えてあげる等、聴覚障害者にどのように伝えるかをきちんとした対応が必要である。	・山梨県聴覚障害者協会	防災新館は多くの県民が利用する施設であり、緊急時を含め、館内放送が利用者に確実に伝わる仕組み作りが必要です。 今回聴覚障害者が参加する会議においてご指摘をいただき、改めて対応の必要性を認識したことから、会議室に速やかな情報伝達や避難に向けた体制を整えるとともに、職員並びに会議主催者あてに、これらの設備を利用するよう周知して参ります。 具体的には、全会議室にホワイトボード(主な災害内容・震度等の記載に利用)と緊急時用メッセージマグネット(『避難不要』、『避難開始』、『放送内容』等)、【避難誘導者】の腕章を設置し、必要な情報を参加者に速やかにお伝えし、必要に応じて避難等の行動に向けた仕組みづくりを行って参ります。 引き続き、聴覚障害者を含めすべての県民が安心して利用できる県庁舎を目指して参ります。
8	【新規】大規模災害発生時の情報保障のあり方と安否確認について	現在、災害発生時の情報保障のツールとしては、聴覚障害当事者団体が発信するYouTube等の配信があるが、有事の際の電源や通信の確保で課題が残る。 災害時に全てのきこえない人・きこえにくい人が災害情報を得ることができるよう、公共放送のNHK甲府放送局、民間放送の山梨放送、テレビ山梨とともに、きこえない・きこえにくい人に対する動画配信で情報を得られる体制があることが災害時の安心につながる。また安否確認に使用しやすいツールも便利と思われる。例えば民間サービスのNTT災害用伝言板「Web 171」、LINEヤフーの「LINE安否確認」を活用し、安否確認作業を進めることも可能である。 2023年5月5日の能登半島地震(最大震度6強)では「LINE安否確認」は運用されていなかったが、最近はLINEの普及が進み、ろう者もLINEに慣れる中、使い慣れたサービスで安否確認を実施することが迅速な救援活動につながるものと思う。 社会インフラを担う事業所に対して、きこえない・きこえにくい人たちの声を届け、災害時でも大きな不安なく情報収集や安否確認が可能な整備をお願いしたい。	・山梨県聴覚障害者協会	防災局では災害情報や防災関連情報を効率よく得るための窓口となる「やまなし防災ポータル」を公開し、一般県民が必要な情報を容易にワンストップで得られるようにしております。 当該ポータルサイトには、緊急情報、県内市町村の気象情報、避難指示等の情報、避難所開設等の状況をはじめ、県からのお知らせや防災関連サイトへ容易にアクセスするためのリンク集などがあり、多言語化(8言語【英語、韓国語、中国語[簡体字、繁体字]、ポルトガル語、インドネシア語、フランス語、タイ語】)にも対応して様々な災害・防災情報を提供しております。 また、県民が普段から目にするメディアからも情報を得られるよう、報道機関に対する迅速な情報提供にも努めております。 リンク集からは、NTT東日本やNTTドコモのHPにアクセスし、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板を容易に利用することが可能となっております。 災害情報や防災に必要な情報を県民にワンストップで確実に届けられるよう取り組みを進めて参ります。
9	山梨県内の宿泊施設、温泉等にあるテレビの字幕対応について	県外者が県内の宿泊施設に泊まれた時、テレビに字幕がつかないということで、昨年度に要望した。山梨県旅館ホテル生活衛生同業組合と連携していくと回答をいただいたが、その後の進捗はどうなっているか。 来年東京でデフリンピックが開催される。東京都の隣に位置する山梨ですので、山梨には自然を生かした観光スポットが数多くあり、日本人だけでなく海外からも多くの人が訪れている。外国人向けの英語字幕もある。	・山梨県聴覚障害者協会	聴覚障害者からテレビ付属リモコンの貸し出し希望があった場合に対応することについて、山梨県旅館ホテル生活同業組合に協力を依頼し、同組合を通じて、ホテル特有リモコンが設置されている可能性が高いビジネスホテルも含めた宿泊施設への周知を図りました。 引き続き山梨県旅館ホテル生活同業組合と連携して必要な対応に努めて参ります。

令和7年度 障害者福祉に関わる施策要望

2 施策要望項目

No.	項目	要望内容	要望団体	回答
10	【新規】ろう者等の参政権の保障について	政見放送を巡り、聞こえない人たちに情報格差問題がある。手話や字幕を付けるのは義務ではなく、候補者や政党の裁量に委ねられているため、県聴覚障害者協会は手話通訳者を配置した「政見放送を見る会」を独自に開くが、何回も「国の責任で改善してほしい」と求めている。 現在、国政選挙・都道府県知事選挙では政見放送での手話通訳や一部字幕の付与が可能であり、演説会での手話通訳者や要約筆記者の配置や報酬の支払いが認められるなど、ろう者等への情報保障は少しずつ改善されてきている。しかし、政見放送ではまだすべてに手話通訳・字幕の付与が実現されておらず、義務付けも行われていない。 また、市町村長選挙では候補者の演説会などに手話通訳、要約筆記等をつけることについては、市町村の選挙管理委員会における判断がまちまちである。 ろう者等がすべての選挙に関する情報を得て、その参政権を保障するために、手話通訳を付けることによる手話言語による情報保障という観点から、すべての選挙について手話通訳、字幕等の付与の義務付けができるよう、すべての人の被選挙権が等しく保障されるようにしていただきたい。	・山梨県聴覚障害者協会	候補者や政党等が行う政見放送や経歴放送、個人演説会等の選挙運動は、国が定めた公職選挙法等の法令に基づき実施しております。 県としても、障害者を含め多くの方に候補者等の政見が等しく伝わることは重要であると認識しており、引き続き、国に対して、政見放送や経歴放送ができる全ての選挙において、手話通訳士及び字幕のいずれも付すことができるよう、法改正を要望して参ります。
11	【新規】聴覚障害児支援中核機能強化事業について	聴覚障害児の支援に関しては早期発見・早期支援が重要であるため、国は令和2年度から医療・保健・福祉・教育の連携を有機的に行い、適切な支援を提供することを目的に聴覚障害児支援中核機能モデル事業を実施してきた。 令和6年度からはモデル事業を強化事業とし、地域における聴覚障害児の支援体制の整備と保護者に対する支援に向けた取組を促進している。 この強化事業については、全ての自治体が聴覚障害児支援事業を実施できるよう、7月に全日本ろうあ連盟から国に対して対策の法制化と予算化を要望したところである。 強化事業の構成として、聴覚障害児に対応する協議会の設置、聴覚障害児支援の関係機関との連携、家族支援の実施、巡回支援の実施、聴覚障害児の支援方法に係る研修の実施等多くの取り組みが必要になる。つまり、聴覚障害児及びその家族に対し、早期から必要な支援を切れ目なく提供できるよう、各分野の関係機関等が連携した支援体制を整備し、早期支援を推進しなければならない。この強化事業の実施についてご検討をお願いしたい。	・山梨県聴覚障害者協会	本県では、子育て政策課において新生児聴覚スクリーニング検査の実施状況の把握と関係機関での共有等を図っていること、市町村で1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及び就学前後の健康診断を行っていること、特別支援学校において地域の幼稚園等、小・中・高等学校を支援していくセンター的機能の強化を図っていること等から、聴覚障害児及びその家族に対し、早期から必要な支援を切れ目なく提供するための連携に取り組んでいます。 強化事業については、これまでの実績等を踏まえ、子育て支援局や教育委員会等とも引き続き連携し検討を行って参ります。
12	【新規】基礎年金について	知的障害者は数年おきに基礎年金の認定を更新しており、手続きが煩雑である。精神障害と異なり、知的障害は完治するようなものではないので、初回の認定から永年にしてもらいたい(改定や等級の変更は別)。 また、2級の基礎年金額ではグループホームの家賃や光熱水費が高く、あきらめる人がいる。1級の年金額についても、生活保護に比べると低額である。 このため、基礎年金額の引き上げや自治体独自の補助制度の確立を希望する。	・山梨県手をつなぐ育成会	障害年金制度につきましては、現在国において見直しを検討しているところです。このため、国の動向を注視して参ります。
13	防災対策の推進について	福祉避難所が未指定となっている7市町について、早急に指定できるよう引き続き働きかけを行ってほしい。 また、20市町村は福祉避難所を指定しているが、障害者も含めて多くの住民が指定場所を知らないことから、市町村に対して積極的に周知活動を行うよう指導していただきたい。	・山梨県身体障害者連合福祉会 ・山梨県障害者福祉協会	県では福祉避難所の指定等について、市町村に対し引き続き働きかけを行って参ります。 また、災害時において特に配慮が必要な方が速やかに避難できるよう、避難場所など具体的に記載されている「個別避難計画」の策定を市町村に対し促して参ります。
14	【新規】業務継続計画BCPの運用研修について	福祉サービス事業所は、災害及び感染症に関するBCPの策定を終え、今年度からBCPを運用していかなければならない。しかし、策定したBCPが適切か、研修や訓練をどのように行えばよいか、検証や見直しの方法がわからないなど多くの不安があることから、BCPの運用の研修をお願いしたい。	・山梨県障害者地域生活支援事業所協議会	県では、これまで指定障害福祉サービス事業者等を一定の場所に集めての講習、又は、オンライン会議システム等を活用した動画配信等の方法により行う集団指導を活用して業務継続計画の策定に関する研修を実施してきたところです。 業務継続計画は、作成後、継続的に見直し・修正を繰り返すことで各事業所の状況に即した内容へ発展させていくことが望ましいとされておりますが、各事業所の特性・実情や業務継続計画の運用方法が異なる中、抱える課題もそれぞれ異なるものと考えられます。 まずは、指定障害福祉サービス事業者等の事業所において実地に行う運営指導等で相談に応じるとともに、各事業所が抱える課題を把握し、必要に応じて、研修の実施を検討して参ります。
15	文化芸術活動を通じた社会参加への支援について	文化芸術活動については、障害者文化展や障害者の主張大会、障害者芸術・文化祭の開催などとともに、ふれあい創作活動が推進され、更には、アール・ブリュットの普及に向けた取り組みも進められている。 そのような中、県においては、文化芸術基本法の改正を契機として、また、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」も勘案され、平成30年に山梨県文化芸術基本条例を制定、施行されたことには、大きな期待を寄せるところである。 令和6年3月に策定した「やまなし障害児・障害者プラン」の障害者文化芸術活動推進計画に基づき、積極的な取り組みが行われるよう要望する。	・山梨県障害者福祉協会	令和6年3月の「やまなし障害児・障害者プラン2024」策定に伴い、「山梨県障害者文化芸術活動推進計画」を併せて改定しました。本計画に基づき、鑑賞・創造・発表の機会の確保、芸術上価値の高い作品への支援、文化芸術活動を通じた交流や障害者理解の促進を目的とした各種事業を展開しております。障害のある方による文化芸術活動の推進にあたっては、引き続き関係機関と連携し、当事者や支援者等のニーズの把握、分析を進めながら、それに基づいた事業を積極的に実施して参ります。